

議案第 5 8 号

市川市税条例等の一部改正について

市川市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市税条例等の一部を改正する条例

(市川市税条例の一部改正)

第 1 条 市川市税条例(昭和 2 9 年条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項、第 7 1 条第 2 項、第 8 9 条第 2 項、第 9 0 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 3 1 条の 3 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

(市川市事業所税条例の一部改正)

第 2 条 市川市事業所税条例(昭和 5 1 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

(市川市国民健康保険税条例の一部改正)

第 3 条 市川市国民健康保険税条例(昭和 3 5 年条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

森林環境税を免除する場合の事務の取扱いを踏まえ市民税に係る減免の申請期限を見直すとともに、固定資産税等に係る減免の申請期限についてもこれと同様の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。